

## 第 2 部 入 間 市 障 害 者 計 画

## 第1章 基本方針及び重点課題

### ● 基本方針1 健康とくらしをまもる施策

障害のある人が健康で潤いと活力のある自由な生活が営める福祉のまちをめざします。また、医療、保健、福祉、教育などが互いに連携をとって、総合的な視点から障害のある方への切れ目のない包括的な支援をめざします。

重点課題
(1) 医療、地域リハビリテーションの充実
(2) 災害、緊急時対応の整備

### ● 基本方針2 障害の特性を踏まえた施策

障害のある人の年齢や社会・生活環境、障害特性などに応じた合理的な配慮に基づく施策を進めます。本計画においては、身体・知的・精神のいわゆる3障害のほか、発達障害や難病、慢性疾患など、社会的支援の必要な人たちを可能な限り対象とした各施策の推進を図ります。

重点課題
(3) 地域生活における障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実

### ● 基本方針3 個人主体の支援

障害のある人の自己決定と自己選択を支える相談支援（ケアマネジメント）体制の充実を図るとともに、障害のある人がその障害を理由にし不利益な扱いを受けることのないよう、その権利を擁護する施策を進めます。

重点課題
(4) 相談支援の充実
(5) 権利擁護の推進

#### ● 基本方針4 自立と社会参加の基盤整備

在宅支援や就労支援、外出支援など、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を始め、自己実現を図ることのできる施策を生活者の視点を基本に整備します。

重点課題
------

(6) 就労支援の充実
-------------

#### ● 基本方針5 障害のある子どもとその家族への支援

障害のある子どもの成長・発達に応じた途切れのない包括的な支援をめざすとともに、家族支援（親支援・きょうだい支援）を充実します。また、共生社会の実現のため、住んでいる地域において子どもの頃から共に学び共に育つことのできる保育・教育を進めます。

重点課題
------

(7) 障害のある子どもとその家族への支援の充実
--------------------------

(8) 障害のある子どもへの教育の充実
---------------------

#### ● 基本方針6 支えあいのまちづくり

分け隔てなく人と人が、人と社会がつながり支えあうこと（インクルージョン）の理念に基づき、障害のある人はもちろんのこと、高齢者や子ども、子育て世帯などにも使いやすく住み良いまちをめざします。

重点課題
------

(9) 福祉教育の推進とボランティア活動の推進
-------------------------

(10) 障害者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援
-----------------------------

(11) バリアフリーのまちづくりの推進
----------------------

(12) 情報のバリアフリー化
-----------------

## 第2章 施策の体系

本プランは、6の基本方針、12の重点課題、43の施策から構成され、以下のような体系を成しています。

### 基本方針1 健康とくらしをまもる施策

#### 重点課題(1) 医療、地域リハビリテーションの充実

- 施策1) 生活習慣病予防事業の充実
- 施策2) 在宅障害者リハビリテーション等の充実

#### 重点課題(2) 災害、緊急時対応の整備

- 施策3) 災害時及び緊急時対応の整備
- 施策4) 防災訓練・消防訓練の実施
- 施策5) 福祉避難所の指定

### 基本方針2 障害の特性を踏まえた施策

#### 重点課題(3) 地域生活における障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実

- 施策6) 障害福祉サービス等の周知
- 施策7) 地域生活支援事業・市単独事業の充実
- 施策8) 日中活動の場の確保
- 施策9) 福祉的就労の場の確保と支援
- 施策10) グループホームへの支援

### 基本方針3 個人主体の支援

#### 重点課題(4) 相談支援の充実

- 施策11) 相談支援事業の強化
- 施策12) 障害児相談支援の実施
- 施策13) 相談支援ネットワークの充実
- 施策14) 障害者自立支援協議会の充実

#### 重点課題(5) 権利擁護の推進

- 施策15) 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進
- 施策16) 市町村障害者虐待防止センターの設置

### 基本方針4 自立と社会参加の基盤整備

#### 重点課題(6) 就労支援の充実

- 施策17) 就労の場の確保
- 施策18) 就労支援ネットワークの充実
- 施策19) 市役所等職場実習の推進
- 施策20) 職場定着支援の充実
- 施策21) 雇用啓発運動の推進

## 基本方針5 障害のある子どもとその家族への支援

### 重点課題(7) 障害のある子どもとその家族への支援の充実

- 施策22) 子育て支援の充実
- 施策23) 発達支援事業の充実
- 施策24) 統合保育の充実
- 施策25) 子ども未来室事業の推進
- 施策26) 教育相談・就学支援体制の充実

### 重点課題(8) 障害のある子どもへの教育の充実

- 施策27) 特別支援教育の充実
- 施策28) 共に学ぶ教育の推進
- 施策29) 教職員研修等の充実

## 基本方針6 支えあいのまちづくり

### 重点課題(9) 福祉教育の推進とボランティア活動の推進

- 施策30) 福祉講座・講演会等の充実
- 施策31) 福祉ボランティア活動の推進・支援
- 施策32) 学校における福祉教育の充実

### 重点課題(10) 障害者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援

- 施策33) 障害者スポーツ活動等の支援
- 施策34) 教室、講座等への参加の推進
- 施策35) 障害者文化活動への支援
- 施策36) 障害者用図書資料の充実・利用促進

### 重点課題(11) バリアフリーのまちづくりの推進

- 施策37) 福祉のまちづくり条例、人にやさしいまちづくり要綱等に基づく整備
- 施策38) 保育・教育・生涯学習施設の充実
- 施策39) 道路・歩道等の整備・維持・管理
- 施策40) 交通施設の整備促進
- 施策41) バス輸送等の充実

### 重点課題(12) 情報のバリアフリー化

- 施策42) 広報活動の充実
- 施策43) コミュニケーション支援事業の充実

## 第3章 個別の施策

### ● 基本方針1 健康とくらしをまもる施策

#### ◆ 重点課題(1) 医療、地域リハビリテーションの充実

障害者の中には、引き続き治療や訓練を受けながら生活をしている人、在宅で保健・医療面での援助を必要としている人が多く、このようなニーズに対応した保健・医療施策及び障害の程度等に合ったリハビリテーションの実施やその体制の充実を図ることが重要です。

また、健康診断や各種検診、生活習慣病に関する正しい知識や予防、改善についての指導等では、環境の整備以外にも障害者個々の状況に応じた配慮が必要となっています。

#### 施策 1 生活習慣病予防事業の充実

##### 担当課 健康福祉課

#### 現 状

成人の生活習慣病予防や疾病の早期発見及び早期治療に結びつけるため、人間ドック、健康診断をはじめ、各種がん検診などを実施していますが、障害者にも受診しやすい環境を整備するよう努めています。

また、生活習慣病に関する正しい知識を広め、その予防や改善に役立てるため、生活習慣病予防教室や各種健康づくり関係事業などの健康教育を実施しています。

さらに、電話や窓口における健康相談を随時行うとともに、気軽に足を運んでもらえるよう各地区公民館を会場にして開催し、必要な指導や助言を行っています。

#### 目 標

車いす利用者用体重計の導入や受診日等の調整など各種健（検）診の受診環境への取り組みをより充実させていくとともに、各種健（検）診結果に基づき、障害に応じた運動や栄養などの相談指導を実施していきます。

また、生活習慣病予防の教室、講座などへ障害者が参加しやすい環境づくりに努めていくとともに、内容について充実させていきます。

そして、健康相談では、保健師、管理栄養士等の専門スタッフが、相談者のニーズに応じた情報を提供していけるように努めていきます。



施 策 2 在宅障害者リハビリテーション等の充実  
担 当 課 健康福祉課

---

**現 状**

リハビリテーション相談では、疾患や加齢による筋力低下や痛み、麻痺、高次脳機能障害などで悩んでいる人とその家族に、理学療法士、作業療法士が運動方法等についての相談を受けています。

在宅精神障害者を対象に、グループ活動を通じて社会生活に慣れる場、仲間づくりなどを目的として月3回のソーシャルクラブ「いるまびあ」を実施するとともに、本事業卒業者による月1回のグループ活動「ぴあサークル」等の地域リハビリテーション事業を実施しています。また、当事者だけでなく治療の協力者でもある家族を対象とした家族教室なども実施し、家族を含めた社会的自立への支援を精神保健福祉士、保健師が行っています。

また、精神科医による「こころの健康相談」を月1回実施しています。

---

**目 標**

リハビリテーション相談では、これまで非常勤専門医による月1回限定の相談であった方式を改め、健康福祉センター常勤の専門職による随時相談として、継続的に適切なアドバイスを行い身体機能の低下がある人の自立を助け、地域で生き生きと生活できるよう、支援に努めます。

ソーシャルクラブは、精神障害者が安心して集える場を提供し、グループ活動を通して社会的自立に対する支援を行います。今後、市民や医療機関へのPRに力を入れ、参加者拡大に努めます。

また、「こころの健康相談」により疾病の早期発見、早期治療を促すことでより一層市民の精神保健の向上を図ります。

---



## ◆重点課題(2) 災害、緊急時対応の整備

障害者は、自らの移動や情報収集等が難しいことから、災害時には、一人又は家族のみでの避難などの行動に制限が生じ、様々な困難に直面します。

また、緊急時における通報でも、広く利用されている緊急電話が使用できない障害者もいます。

このため、災害時や緊急時において、障害者が置かれる状況を想定し、適切な対策を計画的に整備していくことが求められています。

### 施 策 3 災害時及び緊急時対応の整備

#### 担 当 課 防災防犯課、障害福祉課

#### 現 状

災害時要援護者の把握や避難誘導については防災上の課題となっており、日頃から出来る範囲で把握に努めるよう自主防災会に呼びかけをしています。

災害時において、市民の生命に直結する緊急性の高い災害情報や避難情報を配信するエリアメールを導入しています。(現在はNTTドコモのみ)

聴覚障害者及び音声・言語機能障害者が火災・救急などの時に、火災・救急通信用ファックスで緊急通報ができるよう整備しています。

さらに、110番通報は、ファックス及び電子メールが利用可能になっています。

また、警防課と手話通訳者派遣事務所と連携により、緊急時の聴覚障害者からの手話通訳者の派遣依頼に対応しています。

#### 目 標

災害時要援護者の把握や避難誘導について、「入間市災害時要援護者支援制度実施要綱」・「災害時要援護者マニュアル」を平成24年度末までに策定できるよう進めていきます。

エリアメールについて、他社の携帯電話会社がサービスを開始した時点で調整を行い、順次導入していく予定です。

また、東日本大震災時において、停電でファックスが不通となり、緊急通報が出来ないという状況が発生したことの対策として、災害時でも有効と考えられる携帯電話やパソコンからの電子メールを利用する「eメール119番システム」を、障害者の意見等を取り入れながら導入に向け検討します。





## 施 策 4 防災訓練・消防訓練の実施

担 当 課 防災防犯課、予防課、障害福祉課

### 現 状

平成23年度入間市防災訓練において、各自主防災会が地域内の在宅障害者・高齢者等の情報を含めた災害時要援護者安否確認訓練を行いました。

災害時要援護者の避難誘導や把握については防災上の課題となっており、日頃から出来る範囲で把握に努めるよう自主防災会に呼びかけをしています。

また、市内施設の防災訓練・消防訓練は、施設ごとに実施しています。

### 目 標

入間市防災訓練では、来年度以降も各自主防災会と民生委員が連携して安否確認訓練を実施し、災害時に迅速な対応ができるようにします。

障害者施設での防災・消防訓練を充実するほか、市防災訓練において在宅障害者を考慮した体制づくりを行い、障害者や高齢者を想定した訓練を実施するよう推進します。また、施設職員向けの防災研修等を行い防災意識の高揚を図ります。

## 施 策 5 福祉避難所の指定

担 当 課 防災防犯課、障害福祉課

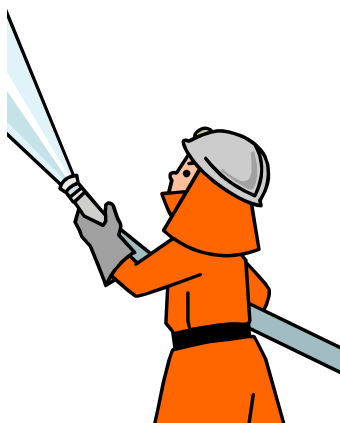
### 現 状

平成19年4月に入間市と入間市老人福祉施設長会を構成する施設と「災害時における居住困難となった在宅要援護高齢者の避難施設利用に関する協定書」を締結しています。

入間市地域防災計画では、災害発生後、福祉避難所を確保することとなっていますが、福祉避難所の指定についての研究を進めています。

### 目 標

高齢者、乳幼児、傷病者及び障害者等の災害弱者を対象とする福祉避難所の指定について、関係機関等と協議します。



## ● 基本方針 2 障害の特性を踏まえた施策

### ◆ 重点課題(3) 地域生活における障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実

障害者が地域で自立した生活を送るためには、身体の介護や通院等の移動介助など、障害を補う様々な支援が必要となります。

また、障害の種類や程度に合った、日中活動の場等を確保するなど、障害者や家族、介助者の様々なニーズに対応できるよう、サービスのさらなる充実を図る必要があります。

#### 施 策 6 障害福祉サービス等の周知

---

担 当 課 障害福祉課

---

##### 現 状

障害者自立支援法や児童福祉法の改正により、平成24年4月には相談支援体系の見直し、障害児施設・事業の一元化等が実施されます。

また、平成25年4月には障害者総合支援法の施行が予定されています。

---

##### 目 標

利用者が希望する適切なサービスを選択できるよう情報提供します。

精神障害や発達障害の関連サービス、外出の関連サービス等障害別、目的別の資料の作成、広報紙掲載、市公式ホームページ、「障害者のしおり」の配布等で周知を図ります。

---

#### 施 策 7 地域生活支援事業・市単独事業の充実

---

担 当 課 障害福祉課

---

##### 現 状

利用者の状況を踏まえ、日中一時支援事業や移動支援事業等の地域生活支援事業の利用者負担について、見直しを図りました。

また、コミュニケーション支援事業は、手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業を実施しています。

その他、難病者福祉手当の支給や通学等移動介護人の派遣など市独自の事業も実施しています。

---

##### 目 標

引き続き、現在提供しているサービス等を維持しつつ、障害者自立支援協議会や障害者相談支援センター、障害者就労支援センター等から地域ニーズを把握し、必要となるサービスについて研究します。

---

## 施 策 8 日中活動の場の確保

担 当 課 障害福祉課

### 現 状

市内には日中活動の場として生活介護事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター等多様な施設がありますが、日中一時支援事業の利用希望者が増加しています。

また、相談支援センターりぼんの相談や障害者自立支援協議会の協議の中でも日中活動の場の確保が課題とされています。

### 目 標

日中一時支援事業については、関係機関や利用者からの情報提供などにより事業所の確保に努めます。

また、日中活動の場については、障害者自立支援協議会が引き続き課題の整理、問題解決の検討を行い、その結果を踏まえて必要な施策を行うよう努めます。

## 施 策 9 福祉的就労の場の確保と支援

担 当 課 障害福祉課

### 現 状

地域生活支援事業の中で障害者が働く場として、地域活動支援センターが設置されていますが、一般企業、障害福祉サービス事業所（就労継続支援事業所）に比べて経営基盤は十分とは言えません。

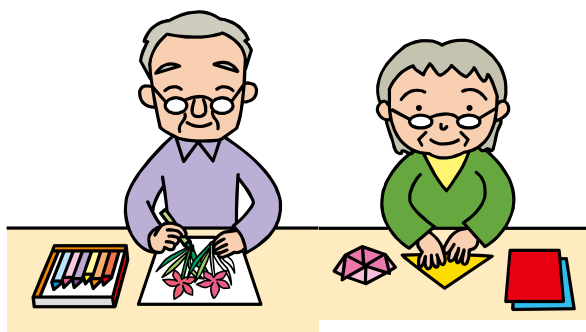
市内には福祉的就労の場として、地域活動支援センター（地域デイケア型）が4箇所、地域活動支援センター（精神小規模型・作業所）が1箇所、就労継続支援事業所が5箇所あります。

地域活動支援センターで作業している通所者の支援としては、通所者奨励金を支給しています。

### 目 標

地域活動支援センターについては、良質な人材の確保、経営基盤の安定につながるよう運営費補助及び指導、助言等の支援を行います。

通所者奨励金の支給は自立の支援と通所意欲の高揚を目的としていますが、事業者の経営基盤の安定にも寄与しており制度の維持に努めます。



## 施 策 10 グループホームへの支援

担 当 課 障害福祉課

---

### 現 状

市内にはグループホーム・ケアホームが6施設あります。平成23年10月からグループホーム・ケアホーム利用者で低所得者への家賃補助が実施されました。

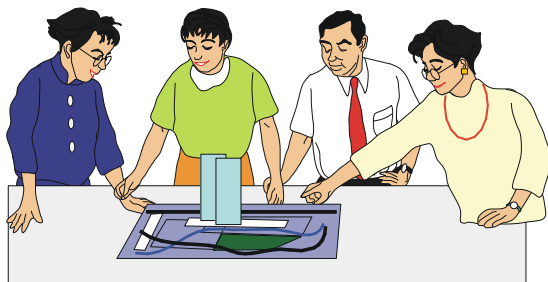
また、市内には生活ホームが2施設ありますが、県は生活ホームについてグループホーム・ケアホームへの移行を促進しています。

---

### 目 標

事業者に対しグループホーム・ケアホーム設置についての情報提供を行うとともに、生活ホーム運営法人に対しグループホーム・ケアホームへの移行についての情報提供や設置のための支援を行います。

---



## ◆ 基本方針 3 個人主体の支援

### ◆ 重点課題(4) 相談支援の充実

発達や療育に関する相談をはじめ、地域で生活する上での悩みやサービス利用などについての相談が増加し、また、内容が複雑化しているため、相談体制の充実が求められています。

このため、相談支援事業所をはじめ、保健・医療など関係機関との連携を図るためネットワークの構築が重要になっています。

#### 施 策 1 1 相談支援事業の強化

##### 担 当 課 障害福祉課

#### 現 状

障害者自立支援法の改正により平成24年4月から相談支援事業は、一般相談支援事業（地域相談支援・基本相談支援）と特定相談支援事業（計画相談支援・基本相談支援）の区分で実施されます。一般相談支援事業の内、地域相談支援は入所等している障害者が住居の確保等地域生活に移行するための支援と施設、病院等から一人暮らしに移行した障害者に常時連絡体制を確保するものです。基本相談は、生活全般の相談です。

また、特定相談支援事業の内、計画相談支援は障害福祉サービス等を利用する障害者について指定特定相談支援事業者が支給決定前にサービス等利用計画案の作成をするもので、計画相談支援の対象者は段階的に拡大されます。特定相談支援事業でも基本相談を行います。

#### 目 標

指定一般相談支援事業者による地域相談支援を市と連携を図りながら実施します。特定相談支援事業者については、複数の事業者指定により計画相談支援の拡大を図ります。サービス等利用計画案の作成によりケアマネジメントの充実を図ります。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについては、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定状況を見て設置について検討します。



## 施 策 1 2 障害児相談支援の実施

### 担 当 課 障害福祉課

#### 現 状

これまで障害児を対象としたサービスは、障害者自立支援法と児童福祉法に基づき提供していますが、児童福祉法の改正により平成24年4月から根拠法が児童福祉法に一本化されます。また、これまで県の事務であった障害児通所サービスの利用は、市町村の事務となります。

#### 目 標

平成24年4月から現在の児童デイサービスは、児童福祉法の児童発達支援又は放課後等デイサービスとして実施されることから、障害児相談支援事業者を指定し、障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成）を実施します。

## 施 策 1 3 相談支援ネットワークの充実

### 担 当 課 障害福祉課

#### 現 状

相談支援センターりぼんが障害者自立支援協議会の協力を得て平成22年度から相談支援ネットワーク会議を開催しています。

平成23年1月22日に入間市の福祉、教育、保健、学校、事業所等の関係機関が集まり、障害者の生涯を通しての地域生活を実現するための（障害・生涯）支援ネットワーク作りを目的に「しょうがい支援ミーティングinいるま」を開催しました。参加者72名

#### 目 標

相談支援センターりぼんが相談支援ネットワーク会議（しょうがい支援ネットワーク）をこども、おとな、実務研修の各テーマに分けて開催し、相談支援専門員のスキルアップと障害のある人の生涯にわたる地域生活支援の充実を図ります。

また、相談支援ネットワークによりケアマネジメントの充実を図ります。



## 施 策 14 障害者自立支援協議会の充実

### 担 当 課 障害福祉課

#### 現 状

障害者自立支援協議会は、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす機関として設置され、全体会、運営会議、専門部会を設けて定期的に会議を開催し、事例の報告、課題の検討を行っています。

また、障害者自立支援法の改正により平成24年4月から障害者自立支援協議会が法律上位置付けられることになり、障害福祉計画の策定に当たっては障害者自立支援協議会の意見を聴くよう努めることとなります。国の資料によると今後「サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制」や「地域移行のネットワークの強化」等が必要とされており、障害者自立支援協議会がこれらの役割を担うことが予想されます。

平成22年度実績（全体会4回、運営会議4回、くらし部会7回、しごと部会4回、全19回）

#### 目 標

専門部会においてニーズの把握、課題の整理、問題解決の検討を行い、運営会議、全体会の検討を経て市に問題解決の提案を行います。法改正による新たな役割にも柔軟に対応し、必要に応じて新たな専門部会の設置を検討します。

また、障害者福祉審議会と障害者自立支援協議会の兼任委員がパイプ役となり相互の意見が反映されるよう努めます。



## ◆重点課題(5) 権利擁護の推進

認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力の不十分な人は、財産の管理や福祉サービスの契約などを自分で行うのが難しい場合があります。また、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような人の権利を擁護し、支援することが重要となっています。また、障害者の尊厳を害する虐待を防止することも求められています。

### 施策 15 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進

担当課 障害福祉課

#### 現状

成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業の問い合わせや相談は増加傾向にあり、利用支援事業の件数も増加しています。また、障害者自立支援法の改正により成年後見制度利用支援事業は、平成24年4月から地域生活支援事業の必須事業となります。

平成22年度成年後見制度利用支援事業申立件数3件、審判確定件数5件

#### 目標

ケースワークを通じて成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進を図ります。また、低所得者などを対象に、成年後見人などの報酬の一部を支援します。

基幹相談支援センター設置の検討の際には、成年後見制度利用支援事業も含めて検討します。

### 施策 16 市町村障害者虐待防止センターの設置

担当課 障害福祉課

#### 現状

平成12年11月に児童虐待防止法、平成18年4月に高齢者虐待防止法が施行され、障害者虐待防止法についても平成24年10月から施行されます。国の資料によると障害者虐待防止法の成立を踏まえ今後「障害者虐待防止等のためのネットワークの強化」が必要とされています。

#### 目標

障害者虐待防止センターを設置し、関係機関、関係課と連携を図り虐待防止を推進します。





## ● 基本方針 4 自立と社会参加の基盤整備

### ◆ 重点課題(6) 就労支援の充実

障害者の地域生活での自立を促進するには、障害の特性を踏まえたきめ細かな就労支援が求められています。

このため、雇用の場の確保や、一般就労後の職場定着支援が重要であるとともに、ハローワークや企業との連携、関係機関とのネットワークの構築が必要となっています。

#### 施 策 17 就労の場の確保

担 当 課 障害福祉課

##### 現 状

障害者雇用納付金制度の改正により、現在常時200人を超える労働者を雇用する事業主が障害者雇用納付金の申告・納付義務対象となり、短時間労働者も納付金の申告対象となっていますが、平成27年4月1日からは常時100人を超える労働者を雇用する事業主へ拡大されます。

現在、就労支援センターりぼん及び県就業支援課等が職場開拓に努めていますが、就労の場の確保は十分とは言えない状況にあります。

##### 目 標

就労支援センターりぼんが市と協力し、地元の商店などに理解を求めて短時間労働の場の確保に努めます。

工業会、商工会などの協力体制の確立により、就労の場の確保に努めます。

雇用促進法の動向等企业に伝えながら、法定雇用率達成のための理解を広め、就労の場を確保します。

#### 施 策 18 就労支援ネットワークの充実

担 当 課 障害福祉課

##### 現 状

就労支援センターりぼんの主催で平成23年3月5日に福祉、教育、学校、事業所、企業、利用者等の関係者100余名が集まり、「障がいのある人たちののはたらくを考えるつどい」を開催しました。また、障害者施設職員等交流会を開催し、情報交換等を行っています。さらに近隣の就労支援センターとの連携等行っています。

##### 目 標

就労支援センターを中心に、広く市民、障害者とその家族、企業等に呼びかけるイベントを通じてのネットワークづくりや、就労関係機関の会議等の充実を図っていきます。

## 施 策 19 市役所等職場実習の推進

担 当 課 障害福祉課

### 現 状

平成22年度に職場実習を試行し、平成23年度から本格実施しています。また、市役所各課からの作業の提供により就労支援センターでも実習を行っています。

平成22年度実績（市役所等で5名の職場実習を行いました。青少年活動センター、総合クリーンセンター、図書館、博物館アリット、図書館金子分館で各1名）

### 目 標

学校、就労支援センター等からの実習の希望に添えるよう受入課との調整等実施の定着、拡大を図ります。

また、就労支援センター内でも実習の充実を図ります。

## 施 策 20 職場定着支援の充実

担 当 課 障害福祉課

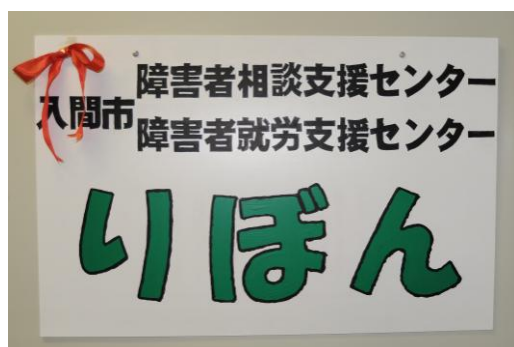
### 現 状

就労支援センターりぼんは、現在3名体制で就労相談、職場実習、面接、職場定着支援等を行っています。その中でも職場定着支援は、定期的に企業に出向き就労者からの相談、企業からの相談、両者のパイプ役を果たす等支援の強化が必要な状況となっています。就労支援センターりぼんは、障害者自立支援協議会の協力を得ながら就労支援ボランティア（はたらこサポーター）の養成と活用を試行しています。

就労支援ボランティア養成講座全6回、受講者3名（平成23年6月9日～8月24日）

### 目 標

就労支援センターりぼんでは職場定着の更なる充実に努めます。また、広くボランティアの活用についても検討していきます。



## 施 策 2 1 雇用啓発運動の推進

担 当 課 商工課、障害福祉課

### 現 状

就労支援センターりぼん、国、県等のパンフレットを入間市工業会に配付しています。

また、工業会会員を対象に就労支援センターりぼんや授産施設の説明会（マッチング事業）を実施しています。

就労支援センターりぼんが『りぼん通信』を3回（平成22年度）発行し、学校、施設、企業、市役所等に配布しました。

就労支援センターりぼんでは、平成23年3月5日に福祉、教育、学校、事業所、企業、利用者等の関係者100余名が集まり、「障がいのある人たちののはたらくを考えるつどい」を開催しました。

### 目 標

就労支援センターりぼん等関係機関と連携を図りながら工業会等に対し、障害者の雇用啓発を役員会や総会を通じて積極的に行います。

また、内職関係についても、普段の企業開拓を行う中で、障害者の受け入れを働きかけていきます。



## ● 基本方針 5 障害のある子どもとその家族への支援

### ◆ 重点課題(7) 障害のある子どもとその家族への支援の充実

疾病の予防や障害の早期発見のためには、各種健診などのさらなる充実が必要です。また、乳児期から障害のある子ども、障害の無い子ども共に遊び、共に育つことが重要であるとともに、一貫した療育支援体制の整備や、関係機関による連携した支援の充実が求められています。

施 策 22 子育て支援の充実  
担 当 課 児童福祉課、親子支援課

#### 現 状

妊産婦の健康保持や乳幼児の健やかな発育発達のため、各種事業を実施しています。

集団指導としては両親学級、9か月育児学級、すくすく教室、かるがもルーム、食育教室を、個別相談としては乳幼児相談、発育発達相談、母乳相談、子ども相談室を、訪問指導としては新生児・妊産婦・未熟児・乳幼児訪問指導を、訪問事業としてはこんにちは赤ちゃん訪問事業を行っています。これらの相談・指導事業を通じて障害や虐待などの課題を早期に発見し、子どもの健やかな発育発達の支援に努めています。

また、育児に対する不安や悩みごとに関する相談業務を平成23年4月から家庭児童相談室3名体制に強化しました。

さらに、親子を対象に「子育てサロンひまわりひろば」を開設し、親同士の交流・学習の場、子育て相談の場を提供しています。

#### 目 標

相談・指導事業の実施に際しては、専門職として保健師、歯科衛生士など正規職員のほか、医師、臨床心理士、言語聴覚士など随時スタッフを確保し、保護者からのさまざまな内容の相談に対応できるよう充実を図ります。

また、関係各課との連携を深め、育児に関する相談窓口の充実を図り、保護者の育児不安等の解消に努めます。

さらに、各種事業（両親学級、9か月育児学級、赤ちゃんサロン、かるがもルーム、食育教室、乳幼児相談、発育発達相談、母乳相談、子ども相談、こんにちは赤ちゃん訪問）などで親やきょうだいを含めた家族支援を行います。

「子育てサロンひまわりひろば」については、引き続き親同士の交流・学習の場、子育て相談の場を提供し、子育て支援の充実を図ります。



## 施 策 23 発達支援事業の充実

### 担 当 課 親子支援課

#### 現 状

発育発達に不安や遅れがある子どもやその保護者を対象に、様々な専門職による相談等を母子保健事業で行っています。また、発育発達支援が必要な親子に対しては、発達支援事業「元気キッズ」へとつなげ、継続的支援を行っています。

発達支援事業「元気キッズ」においては、発達が気になりな児童や障害のある児童とその保護者を対象に、年間を通じて継続的に支援を行っています。母子通園を基本とし個々の児童の障害や発達に応じ、母と児童の関係づくりを基本に発達を促す支援を行っています。その保護者には専門職による個別相談や、グループ相談を行い、保護者の育児不安の軽減等を図っています。また元気キッズ利用児の併用先施設や関係機関との連携も図っています。

#### 目 標

個々の児童の発達状況に応じた療育支援を引き続き行うとともに、保健師、歯科衛生士等の職員の資質向上と、医師、臨床心理士、言語聴覚士、保育士など専門職スタッフを確保し、事業の充実を図ります。

発達支援事業「元気キッズ」においては、療育の充実を目指し保育士、看護師等の職員の資質向上を図ります。医療的ケアの必要な子どもも含め、発達支援の観点から子どもの自立を促す支援として、引き続き母子分離の拡充に努めます。

さらに、親子保健担当と発達支援担当や、各関係機関との連携を深め、発達支援の充実を図ります。

## 施 策 24 統合保育の充実

### 担 当 課 児童福祉課

#### 現 状

公立保育所では、すべての保育所において障害児を受け入れています。健常児と一緒に生活することで、お互いに協力しながら成長する場となっています。また、健康福祉センターの元気キッズ及び学校教育における子ども未来室事業と連携をとりながら、それぞれの障害児に対応できるように努めています。また、毎年、障害児保育研修に参加し、障害児担当の保育士だけでなく多くの保育士が適切な障害児保育ができるように資質の向上を図っています。また、学童保育室においては、通常小学校3年生までの対象を障害のある児童においては6年生まで対象を拡大して受け入れています。

また、狭山特別支援学校学童保育室では入間市から4人の児童を受け入れており、団体に対し運営費等を補助しています。

※ 平成23年4月1日現在の障害児の受け入れ

- ・ 公立保育所 10施設 60人
- ・ 学童保育室 2施設 3人

## 目 標

健康福祉センターの元気キッズとの連携では、健康福祉センターの担当者と元気キッズに通う児童が各保育所に来所し保育所を体験するなどの交流を図ります。

また、子ども未来室との連携により巡回支援・巡回相談・通級指導教室等を有効に活用し、児童一人一人の発達に応じた保育ができるように個別の手だてについて考えていきます。

なお、保育所及び学童保育室で障害児を受け入れる際は、保育士を加配し安心・安全な環境の中で保育を行います。

---

## 施 策 25 子ども未来室事業の推進

### 担 当 課 学校教育課

---

## 現 状

保育所、保育園、幼稚園、小学校、中学校を対象に、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士による巡回支援を実施し、子どもへの支援方法を保育士・教諭等に伝えるとともに、発達障害等の早期発見、早期支援に努めています。

ペアレントサポート講座を実施し、子育ての悩みを持つ保護者に対して、ストレスマネジメント講座の実施及び、保護者からの相談を受け、悩みの軽減を図っています。

また、親の学習講座を実施し、子どもとの接し方、子育てについての等のアドバイスを行っています。

平成22年度から、育ちの記録シートを就学前の保護者に配布し、子どもの成長に合わせて、支援のために必要な情報を書きため、集約蓄積し、その後の支援に活用していただけるよう推進しています。

幼児の通級指導教室を設置し、子どもの指導、保護者の支援を行っています。

---

## 目 標

巡回支援の実施を継続し、指導にあたる職員のスキルを高めるとともに、親への支援を充実させます。

また、巡回先の拡大を図り、支援の充実を図ります。

ペアレントサポート講座を継続実施し、親の子育ての悩みの軽減を図っていきます。

さらに、親の学習講座を実施し、幼児期からの支援を定着させます。

育ちの記録シートの活用の推進を図っていきます。

幼児の通級指導教室の入級希望に対応できる体制作りに努めます。



## 施策 26 教育相談・就学支援体制の充実

担当課 学校教育課

### 現 状

教育研究所の教育相談室において、幼児、小中学生及びその保護者に対し、教育相談を実施しています。

また、障害児を持つ保護者からの就学相談は年間を通して実施し、保護者が自分の子の就学先等の指導や判断が行えるように情報提供をしています。

さらに、保育所、幼稚園等の巡回支援も実施し、早期からの就学支援の充実を図っています。

### 目 標

教育研究所における教育相談、就学支援体制をさらに充実したものとしていきます。そのために、巡回支援員、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、就学相談担当等、教育相談、就学支援に関わる担当者の連携を強化し、よりよい教育相談・就学支援体制づくりを図っていきます。

引き続き、共に学び共に育つ教育の実現のために、保護者及び本人の意向を十分に尊重し、就学支援を行います。

また、元気キッズとの連携を強化し、早期からの就学支援の充実を図っていきます。



## ◆重点課題(8) 障害のある子どもへの教育の充実

障害のある子どもが分け隔てられることなく、可能な限り共に遊び、共に学び、共に育つことができるよう配慮する必要があります。

このため、障害のある子どもの年齢や能力、特性を踏まえた特別支援教育の充実が求められています。

### 施 策 27 特別支援教育等の充実

担 当 課 学校教育課

#### 現 状

小学校7校、中学校4校の特別支援学級で、障害のある児童生徒の教育の充実を図っています。また、小学校4学級、中学校1学級の発達障害・情緒障害通級指導教室（ちゃいむ教室・ちゃんす教室）を、小学校1学級の難聴・言語通級指導教室（ことばの教室）を設置し、発達障害のある児童生徒等への支援の充実を図っています。

このほか、通常学級では、食事・排泄・移動・学習・運動等への支援が必要な子どもたちへ介助員や発達障害支援員を配置しています。

さらに、市独自に教育研究所に幼児の通級指導教室（茶おちゃお）も設置し、早期からの支援の充実を図っています。

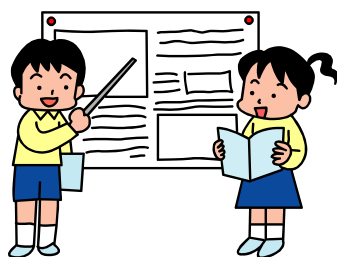
#### 目 標

特別支援教育に関する研修をさらに充実させ、特別支援学級や通級指導教室等での指導の充実を図っていきます。

また、通常の学級や特別支援学級、通級指導教室への巡回支援を実施し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援や、発達障害支援員、介助員による支援を充実させていきます。

さらに、特別支援学校との連携等を充実させ、各校での特別支援教育の充実を図っていきます。

特別支援学級や通級指導教室については、状況を勘案しながら新設等を検討していきます。





## 施 策 28 共に学ぶ教育の推進

担 当 課 学校教育課

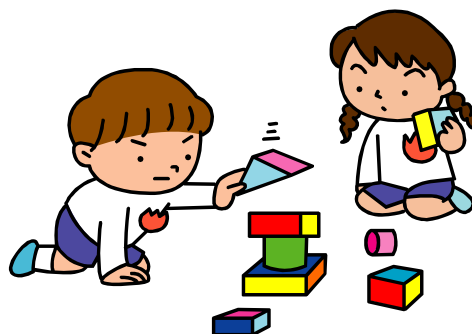
### 現 状

各学校において、児童、生徒の実態に応じて、計画的に交流・共同学習の機会を取り入れています。また、狭山特別支援学校、日高特別支援学校在籍の小学生、中学生の支援籍学習を実施しています。

### 目 標

各学校において、さらに交流及び共同学習の充実を図り、障害のある子どもとない子どもが活動を共にすることによって、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、障害のない子どもが社会を構成する様々な人々と共に支え合って生きていることを学ぶことができるようにしていきます。

そのために、個別の教育支援計画、個別の指導計画の充実を図ります。また、特別支援学校と連携を図りながら、充実した支援籍学習が実施できるようにしていきます。



**現 状**

教職員研修計画に位置づけ、計画的に研修を実施しています。また、各学校においても、発達障害等の特別支援教育に関する研修会を実施し、障害の理解と支援の充実を図っています。

さらに、各学校への巡回支援を計画的に実施し、児童生徒への支援を充実させるとともに、教職員の障害のある児童生徒への支援方法に対する理解を深めています。

**目 標**

今後も計画的に研修を実施し、教職員の理解と指導力の向上を図っていきます。

また、現在実施している研修についても、内容を常に見直し、よりニーズに応じた充実した研修となるよう改善を進めていきます。



## ● 基本方針 6 支えあいのまちづくり

### ◆ 重点課題(9) 福祉教育の推進とボランティア活動の推進

障害の有無にかかわらず、共に地域社会の一員として自立した生活を送れる社会の実現のためには、障害についての正しい知識や、人権などについて理解することが必要です。

このため、福祉教育の充実や障害者の社会参加を支援するボランティア活動の推進が求められています。

**施 策 30 福祉講座・講演会等の充実**

**担 当 課 健康福祉課、生涯学習課、中央公民館、(社会福祉協議会)**

#### 現 状

講演会等を通じて、精神障害者や高次脳機能障害者に対する理解や、自殺についての正しい知識の普及に努めています。

- ・ うつ病講座
- ・ 高次脳機能障害講座
- ・ 統合失調症講座
- ・ 自殺対策講演会
- ・ 発達障害者支援講座
- ・ 福祉講演会
- ・ メンタルヘルス講演会

社会福祉協議会では、障害者への理解につながるよう、朗読、点訳、手話、精神保健、共学支援ボランティア講座など各種講座を実施しています。

#### 目 標

今後とも病気や障害についての正しい知識の普及に努め、広く市民にPRします。

講演会の内容について市民のニーズの把握に努め、タイムリーな内容で事業が行えるよう努めます。

また、ひとりでも多くの市民が障害者に対する理解を深める講座が出来るよう、福祉講座や人権講座の実施回数の増加と内容の充実を図り、市民の福祉意識の向上を目指します。

社会福祉協議会では、従来からの講座の他に、その時の福祉ニーズを捉え、求められている講座について検討し実施できるよう努力します。



## 施 策 3 1 福祉ボランティア活動の推進・支援

担 当 課 健康福祉課、中央公民館、(社会福祉協議会)

---

### 現 状

健康福祉センター内にボランティア活動室を設け、多くのボランティア団体に利用いただいています。

また、録音室・点訳室を設け、視覚障害者などに対する点訳・録音サービスを実施するボランティア団体に対して提供しています。

さらに、年に2回の団体連絡会議を行い、ボランティア団体・障害者団体・家族会等の活動・交流の場を提供しています。

各種障害者事業でボランティアの参加を呼びかけています。

- ・フライングディスク教室・大会
- ・ポッチャ体験教室・交流大会
- ・元気な入間「障害者スポーツ大会」
- ・健康福祉センターまつり

平成23年度より、公民館使用料の免除規定を見直し社会教育団体は有料となりましたが、福祉ボランティア団体は使用料を免除して、今までどおり定期的に部屋を利用できるよう、活動の場を提供しています。

社会福祉協議会では、朗読、点訳、手話、精神保健、共学支援、夏体験ボランティア等の講習会を実施し、障害者への理解と、関わるためのきっかけづくりの場を提供するとともに、広報誌を通じてボランティアの需要と供給の調整を行っています。

---

### 目 標

健康や福祉に関するボランティア団体に活動の場や情報・資源の提供を行い、活動推進に向けた支援を行います。

また、障害者に向けた事業へ積極的にボランティアの参加を呼び掛け、障害者団体との交流の場を提供します。

今後も公民館使用料の免除等により、福祉ボランティアの活動が活発に行えるよう、支援していきます。

社会福祉協議会では、講習会受講を機に実際のボランティア活動につながるように、活動の情報を提供し継続的な支援を行っていくとともに、引き続き広報誌を通じたボランティアの受給調整を行っています。

---

## 施 策 3 2 学校における福祉教育の充実

担 当 課 学校教育課

---

### 現 状

各学校において、総合的な学習の時間を中心に、福祉教育や交流教育を実施し、障害者や高齢者との交流を図り、その理解と認識を高めています。また、保健学習において、思春期における心の健康の重要性について、理解を深めています。

---

### 目 標

各学校において、計画的に福祉教育を実施していきます。その際、積極的に障害のある人や高齢者との交流を取り入れていくようにします。

---

### ◆重点課題(10) 障害者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援

障害者が、スポーツや文化活動に積極的に取り組むことは、社会参加や地域との交流を促進するとともに、健康で文化的な生活を送るうえで重要なことです。

このため、多くの障害者が参加・交流ができるように配慮した、スポーツや文化活動等への支援が求められています。

---

#### 施 策 33 障害者スポーツ活動等の支援

担 当 課 健康福祉課

---

##### 現 状

元気な入間「障害者スポーツ大会」のほか、障害者スポーツとして注目されているフライングディスク教室・大会、ボッチャ体験教室・交流大会等の実施により交流の場を確保するとともに、県障害者スポーツ大会への参加支援も行っています。

また、健康福祉センタートレーニング室でも障害のある人の受け入れを行っています。

##### 目 標

障害者がスポーツを通じて健康を増進するとともに、多くの市民ボランティアの参加・協力によって、障害者の社会参加を推進することに努め、障害者と共に活動する団体等への支援を進めます。

今後とも当事者・ボランティア共に、更に多くの人々の参加を募ります。

---

#### 施 策 34 教室、講座等への参加の推進

担 当 課 中央公民館

---

##### 現 状

必要に応じて、公民館事業に手話通訳等を手配しています。また、コンサート等に車椅子でも参加できるように配慮しています。

##### 目 標

障害福祉課等と連携を図りながら、手話通訳や要約筆記の配置などにより、教室、講座等により多くの人々が参加できる様、工夫をしていきます。

---



## 施 策 35 障害者文化活動への支援

担 当 課 健康福祉課、生涯学習課、青少年活動センター、中央公民館、

### 現 状

障害児・者のための教室、元気な人間「障害者スポーツ大会」ポスター絵画のコンテスト、健康福祉センターまつりでの障害者の作品展などを実施しています。

また、健康福祉センター内に障害者団体活動室を設け、市内の障害者団体に提供し、17団体が利用しています。

現在青少年活動センターでは、障害のある児童を対象にした文化活動への支援として、利用を希望する障害児サークルや福祉施設に対して、会場を提供しています。

中央公民館で主催する市工芸展、市書道展には、市内の福祉施設に入所されている人からの作品の出品を毎年受け付けています。

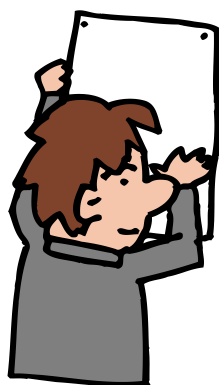
また、高倉公民館では地区内に福祉施設があり、「高倉文化祭」では作品を展示し、「高倉地区将棋大会」には参加を呼びかけています。

### 目 標

健康福祉センターでは、現在行っている事業に関し現状を維持しつつ、さらにPRを強化し、新たな参加者を確保します。

健康福祉センターが開催している「障害者の作品展」への参加や「文芸人間」への応募の支援など、障害者の文化活動への参加を支援し、社会参加の促進を図ります。また、障害者が公民館等で行われる文化活動へも気軽に参加できるように支援します。

青少年活動センターでは、障害のある児童をはじめとして、不登校児童や外国人など、多様な子どもとの交流を図る事業を促進し、互いの共生意識を育むことを目標とします。



**現 状**

デージー・テープ図書の製作は入間市朗読ボランティアグループはづきに、点字図書の製作は入間六ツ星会にそれぞれ依頼して行っています。

視覚障害者用図書の貸出サービスは全国の図書館・福祉施設との相互貸借制度を利用しています。

平成23年4月現在、大活字本を2,811点、視覚障害者用テープなど録音図書を233タイトル(1,442点)蔵書しています。

○平成20年度から平成22年度の3カ年の受入実績は、以下のとおりです。

- ・大活字本の収集(329点受入)
  - ・視覚障害者用デージー図書の製作・受入(18点受入)
  - ・視覚障害者用テープ図書の製作・受入(48点受入)
  - ・点字図書の製作・受入(97点受入)
  - ・視覚障害者用図書の貸出サービス(635タイトル)
  - ・対面朗読サービス
- 

**目 標**

障害者用図書の製作は各ボランティアグループに依頼して行います。また、視覚障害者用図書の相互貸借制度の利用も継続します。

企業からの寄贈が減少する見込ですが、今後も数値目標を現状と同等に設定して、サービス低下を招かぬよう努力します。

○単年度における受入の目標値は、以下のとおりです。

- ・大活字本の収集(130点受入)
  - ・視覚障害者用デージー図書の製作・受入(10点受入)
  - ・視覚障害者用テープ図書の製作・受入(30点受入)
  - ・点字図書の製作・受入(30点受入)
  - ・視覚障害者用図書の貸出サービス(300タイトル)
  - ・対面朗読サービス(障害者からの依頼を受けて行います)
- 



### ◆重点課題(11) バリアフリーのまちづくりの推進

障害者が、地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加するためには、障害のある人に配慮したまちづくりが重要です。

このため、公共施設や公共交通機関、道路などについて、障害者の移動や利便性及び安全性等を考慮した整備・改修をする必要があります。

#### 施 策 37 福祉のまちづくり条例、人にやさしいまちづくり要綱等に基づく整備

担 当 課 建築指導課、障害福祉課

##### 現 状

公共建築物の新築や大規模改修時には、福祉のまちづくり条例、人にやさしいまちづくり要綱に適合する建築物となるように努めています。

対象建築物を新築などする場合には、建築指導課の窓口で届出の指導をしています。

なお、福祉のまちづくり条例は、県川越建築安全センターで審査、人にやさしいまちづくり要綱は、市建築指導課で審査しています。

##### 目 標

福祉のまちづくり条例、人にやさしいまちづくり要綱に沿った公共建築物の整備に努めます。

また、窓口で条例、要綱の普及、啓発に努めます。





## 施 策 38 保育・教育・生涯学習施設の充実

担 当 課 児童福祉課、総務課、中央公民館、児童センター、体育課

### 現 状

公立保育所では、すべての保育所で軽度、中度の障害児の受け入れを行っています。障害児が安心・安全な保育環境の中で生活できるよう計画的に施設の整備を行っています。

また、市立小中学校では、障害のある児童・生徒が通学する学校のトイレ、段差解消スロープ、階段の手すり、流し台等の改修を実施しています。また、学校施設の耐震化により改築を伴う校舎にエレベーターの設置を行っています。

公民館についても、計画的にトイレの和式便器を洋式に改修し、トイレ個室に手摺設置も進めています。さらに、床の段差解消を図るスロープ及び転落防止用手摺の設置、公民館の土足化を進めています。

体育館では、施設の改修、改築に合わせてバリアフリー化を進めています。

### 目 標

保育所では、障害児が潤いのある環境の中で生活できるよう、逐次、施設の整備に努めます。

市立小中学校では、平成20年度策定の入間市学校施設バリアフリー化整備計画に基づき、学校施設のバリアフリー化を計画的に推進します。

- ・ 階段の手すり設置

平成24年度 東町中学校

- ・ 段差解消スロープ設置

平成24年度 向原中学校、東金子中学校

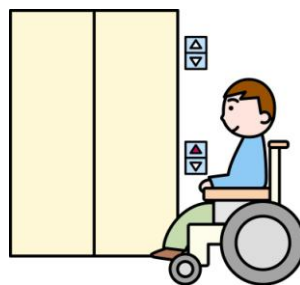
平成25年度 上藤沢中学校、東町中学校

- ・ エレベーター設置

平成24年度 金子中学校 平成25年度 武蔵中学校

公民館についても、障害者(児)や高齢者などが安心、安全に公民館を利用できるよう、バリアフリー化を計画的に進め、和式便器の洋式化改修を7ヶ所、手摺設置を23ヶ所計画しています。

また、児童センター、体育館では、障害者(児)が安心して各施設が利用できるよう、施設の改修、改築に合わせてバリアフリー化を進めます。



## 施 策 39 道路・歩道等の整備・維持・管理

担 当 課 都市計画課、道路整備課、道路管理課、市民生活課、  
障害福祉課

---

### 現 状

都市計画道路は、設計時点から高齢者や障害者に配慮し、継続的に整備を進めています。また、一般市道についても高齢者や障害者に配慮した改良（実道路延長727.0kmに対し、281.9kmが道路改良済）に努めています。

道路の不良・危険箇所については、道路のパトロールを実施して早期発見に努め補修工事を実施しています。

また、歩道や車道に放置された違反広告物の撤去作業を実施しています。

さらに郵便局との「道路情報に関する協定」により、郵便局職員から危険箇所等の情報を得て、補修等の対応をしています。

視覚障害者用の音声付き信号機の設置・改修等について、狭山警察署を経由し、県公安委員会に要望をしています。

平成22年度には、「豊岡地区鍵山1-6-1交差点」の既存信号機が、視覚障害者用信号機に改修されました。

視覚障害者外出の助けとなる音声誘導装置の維持管理を実施しています。

また、平成23年度には、市民提案型協働事業によりNPO法人ことナビと「ことばのナビゲーション」の既存ルート更新と新規ルートの作成を実施しました。

---

### 目 標

都市計画道路については、安川新道線、馬頭坂線、中神狭山台線の早期完成を目指し、継続的に整備を推進します。一般市道についても、歩道の新設をはじめ高齢者や障害者に配慮した整備を進めていきます。また、国道、県道については、国・県に対し高齢者や障害者に配慮した道路整備を要望します。

道路等の不良・危険箇所については、今後も道路のパトロールを継続し早期発見に努め補修工事を実施していきます。

引き続き視覚障害者用信号機への改修要望を提出していきます。

既設の視覚障害者用音声誘導装置の更新について検討し、計画的に更新を推進します。

---

## 施 策 40 交通施設の整備促進

担 当 課 都市建設部、道路管理課、市民生活課、障害福祉課

### 現 状

武蔵藤沢駅西口交通広場の整備は、周辺のバス停留所、タクシー乗り場を含め平成20年4月に完了しました。

市内駅周辺における放置自転車対策として、無料の自転車駐車場12か所と、入間市駅南口に有料の自転車駐車場を整備・設置し、高齢者や障害者が安心して歩行できる環境づくりに取り組んでいます。

入間市駅周辺の自転車駐車場は、平成13年度に改修し需要を満たしています。(7,978台)

市内各駅には、障害者や高齢者に対応した設備が整備されています。

入間市駅 エレベーター4機(平成23年度設置北口を含む)、エスカレーター3機、障害者対応トイレ1カ所

武蔵藤沢駅 エレベーター4機、エスカレーター4機、障害者対応トイレ1カ所

仏子駅 エレベーター2機、障害者対応トイレ1カ所

元加治駅 エレベーター2機、障害者対応トイレ1カ所

### 目 標

バス停留所、タクシー乗り場等の整備に当たっては、歩道及び歩行者専用道路は十分な幅員のある安全な公共空間の築造に努めます。また、各駅の整備については鉄道事業者と調整し、エレベーター設置等のバリアフリー化を推進します。

入間市駅北口については、区画整理事業の駅前広場計画の中で整備を進めます。

また、駅周辺施設の保守点検等を実施していきます。

## 施 策 41 バス輸送等の充実

担 当 課 市民生活課、障害福祉課

### 現 状

障害者の社会参加を促進するとともに、公共施設への交通手段を確保するため、車いす乗降装置のある市内循環バス(ていーろーど)を運行しています。

バス停留所標識については、可能な限り埋め込み式(移動式に比べ、通行の障害となる重りが無い)への切り替えに努めています。

平成22年度には、運行経路の見直しにより、新たに設置される「黒須小学校」のバス停留所標識を、埋め込み式としました。

また、高齢者や障害者が市内循環バスを無料で利用することができる特別乗車証を発行しています。

### 目 標

引き続き、市民からの要望等を踏まえ、可能な限り埋め込み式のバス停留所標識に切り替えるよう、バス会社に要望していきます。

また、障害者への特別乗車証の発行も、継続します。

## ◆重点課題(12) 情報のバリアフリー化

障害により情報の収集などに支障のある人への情報提供の手段確保は、障害者の日常生活や社会参加など自立した生活を送るうえで重要です。

このため、必要な情報が的確に提供できるように、障害の種類に応じた様々な方法での情報提供など、コミュニケーション環境の充実が求められています。

---

### 施 策 4 2 広報活動の充実

担 当 課 広報広聴課、障害福祉課

---

#### 現 状

広報広聴課では、広報いるま、ケーブルテレビ放送、コミュニティーFM放送、市公式ホームページ、市公式モバイルサイト、広報用ビデオ等で行政情報をお知らせしています。

なお、広報いるま各号は、ボランティアの協力を得て、点字や声の広報を障害者に配布しています。市公式ホームページでは、文字拡大・色変更及び音声読み上げ等の機能を、誰もが自由に利用できるよう提供しています。

また、ケーブルテレビ放送や広報用ビデオ制作においては、テロップを多用するなど障害のある人への情報提供に配慮しています。

さらに、希望する視覚障害者に対し、広報いるま、議会だより、社協だよりの文字情報（音声読み上げソフト用）を関係課所の協力によりメールで提供するサービスを実施しています。

---

#### 目 標

引き続き、さまざまなメディアでの広報活動を継続し、障害のある人への情報提供に配慮します。

---

### 施 策 4 3 コミュニケーション支援事業の充実

担 当 課 障害福祉課

---

#### 現 状

コミュニケーション支援事業では、手話通訳者の派遣と要約筆記者の派遣を実施中で、人間市社会福祉協議会と埼玉聴覚障害者福祉会にそれぞれ委託、実施しています。

要約筆記者の派遣については、県からの派遣のため緊急の対応が難しいなどの課題があり、市での事業開始に向けて検討しています。

手話通訳者、要約筆記者の養成を目的とした講習会を開催しています。

---

#### 目 標

要約筆記者派遣事業について、手話通訳者派遣事業と同様に市での派遣事業を開始します。

また、派遣事業を担う人材の養成を図るため、手話通訳者、要約筆記者の養成講習会を、多くの人が受講できるよう日程や時間などに配慮して開催します。

---